

消費生活相談

海産物の電話勧誘販売・送り付  
けトラブルに注意!



Q & A

【消費者へのアドバイス】

不要、不審な勧誘はきっぱりと断り、すぐに切電しましょう。また、留守番電話機能を設定し、必要な場合のみ出るなど、迷惑電話防止機能を有効に活用しましょう。

電話勧誘で購入を承諾した後にやめたい場合、法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフを行うことが可能です。

一方的に商品が届いた場合、代金は支払わず、送り主の名称や所在地の情報を控えて、受取拒否をしましょう。受け取ってしまった場合、商品は処分できませんが、念のため送り主の名称などをメモしたり、商品の写真を撮るなどして経緯を控えておきましょう。商品代金の請求や弁償を求められても支払う必要はありません。また、支払ってしまった場合は返金を求めましょう。

高齢者の自宅に見慣れない商品や契約書がある、お金に困っているなど高齢者の様子に異変を感じた際は、すぐ本人に経緯を確認し、消費生活センターに相談しましょう。

■困ったときの相談窓口は…

消費者ホットライン  
☎188（188泣き寝入り）と覚えてください。  
消費生活支援センター熊谷  
☎048・524・0999  
役場「消費者相談窓口」  
☎76・5133（農林商工課内）

“そのとき”が来たら 伝えられない

だから今、「人生会議」



自らが希望する医療やケアを受けるために

誰でも、命に関わる大きな病気やけがをする可能性があります。命の危機が迫った状況では、約70%の人が医療やケアなどを自分で決めたり、希望していることを伝えることができなくなると言われています。あなたが大切にしていること・望んでいることを前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有する取組みを「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」と言い、自らが希望する医療やケアを受けるための大切なプロセスです。

どんな話しをするの？

大切にしたいこと、気がかりなこと、選びたい過ごし方（治療や療養）、自分の思いや代弁者などについて話し合しましょう。状況により思いは変わることもあります。繰り返し何度でも話し合しましょう。

①大切なことは何か考えてみましょう



②自分の思いを預けられる人（代弁者）を考えてみましょう



※個人の自由意思によって進めるものです。「知りたくない」「考えたくない」というかたへの配慮も大切にしましょう。

④話し合いの結果を代弁者や周りの人と共有しましょう



③代弁者や周りの人と話し合しましょう



「かかりつけ医」を持つことの重要性

皆さんは、かかりつけ医を持っていますか。かかりつけ医は、「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師」と位置付けられています。超高齢社会へと進む中、かかりつけ医は、病気や生活習慣などを理解したうえで継続的に診察を行い、さまざまな健康問題についても気軽に相談できます。

また、家族が見逃しがちな症状に気づき、地域に密着した存在です。必要に応じて、地域包括支援センターやケアマネジャーと連携してもらえます。安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日頃から心配なことを相談できるかかりつけ医を見つけておきましょう。

問合せ＝地域包括支援センター（保健センター内） ☎76-1325

みさと文芸

俳句と短歌を募集中心！  
毎月5日までに総務課へお届けください

短歌  
日帰りの温泉旅はけふる雨 企画した妻一人嬉々する 原 武久  
信号機渡れば木槿咲いている いつもの道をいつもの時間 小林カツ子  
黄金の実りの秋を迎えたり 大地の恵収穫のとき 福島恵美子  
当たり年好みの固さ話しつつ 夕餉の後に柿の美味いただく 原田 淳子  
プーチンの出口見えない戦争と 終わりみえないコロナの震撼 有馬 康博  
嫁ぐ日や行くなと泣いた幼なき日 記憶をたどる姉の旅立ち 有馬 千代  
遺影の母に眼をもらい口は父 明日は古稀よ鏡のあなた 丸山 好子  
初殻を六尺籠に囲い入れ 庭広々とつゆ霜光る 中里 勝江  
生花々に囲まれ先祖菩提寺を 煙にのりて我等を離れ 清水ミヨ子  
長き夜や眠れぬ日々の百か日 秋晴れや餅背負ふ児の泣き笑ひ 飯尾 君江  
俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。